

令和6年度文京区特別職報酬等審議会の要旨

1 日時

令和6年11月19日（火） 午後6時から午後6時50分まで

2 会場

文京シビックセンター24階 第二委員会室

3 出席者

【委員】

吉岡新委員、諸留和夫委員、雨宮由卓委員、石原真美委員、鵜野眞理子委員、川村明久委員、柴田浩子委員、千代和子委員、
(中尾文香委員、野本章平委員は欠席)

【事務局】

総務部長、総務部総務課長、総務部職員課長、企画政策部財政課長

4 配付資料

文京区特別職報酬等審議会委員名簿

資料第1号 文京区特別職報酬等審議会条例

資料第2号 文京区特別職報酬等審議会の運営等について

資料第3号 文京区長及び副区長給与条例

資料第4号 文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例

資料第5号 文京区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

資料第6号 特別職等の職務

資料第7号 文京区の財政状況

資料第8号 令和6年 職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

資料第8号補足資料 行政職給料表（一）の級別改定率

資料第9号 文京区特別職報酬等月額（増減率）の推移

資料第10号 特別区比較資料

参考資料 特別職報酬等の改定について（案）

特別職の報酬等の額について（答申）（案）

5 会議の概要

(1) 審議会への諮問 18:03

審議会条例第2条第2項の規定より、総務部長から会長へ諮問文をお渡し

(2) 会長による審議会開催の挨拶 18:03

(3) 審議会の運営について 18:04

資料第1号及び2号

(4) 資料説明 18:04

資料第7号 …… 財政課長説明 18:06

資料第8号及び補足資料 …… 職員課長説明 18:18

資料第3号から6号まで、第9号及び第10号 …… 総務課長説明 18:20

(5) 主な意見・質疑 18：23～

委 員 扶養手当について、特別人事委員会からの勧告に配偶者等に係る手当を廃止し、子に係る手当額を引き上げるとなっているが、配偶者手当はなぜ廃止されるのか。

事 務 局 特別人事委員会の勧告に先立ち、8月に人事院から国に対し扶養手当の見直しについて勧告があった。少子化に対応するため、配偶者手当を見直し、その原資を子ども手当に振り分けることで子育て支援を強化する趣旨である。
国とまったく同じということではないが、特別区では、これまでも国の方向性に倣ってきたことから、今回も同様の内容での改正を提案しているところである。

委 員 国の政策ということであまり口出し出来る立場ではないと思うが、若い頃に配偶者手当があったことで結婚を考えることができたり、子供を持つことについても前向きになれたりしたことがあった。若者にとって配偶者手当のような何かしらの手当があればよいなと思うので、廃止になったのはとても残念である。

委 員 令和5年度末で102億円の区債があり公共施設の整備に利用するという説明だったが、資料第7号のグラフを見ると、毎年借金が増えていくような印象を受ける。これは、償還を通じて、ある時点で減少に転じるという理解でよろしいか。

事 務 局 直近の状況では公共施設整備が多く、現在の歳入だけでは賄いきれないため、財政調整基金を使用する形になっているが、年度間の平準化や将来世代と現役世代との公平性を考慮して、区債を発行している。文京区の公債費負担比率は直近で0.7%程度であり、23区で最も高いところが最大3%である。
これまではあまり区債を発行してこなかったが、最近の公共施設整備の増加に伴い、区債を活用し、より安定した財政状況を築いていきたいと考えている。
また、委員からのご指摘通り、将来的にきちんと返済できるよう、返済計画を明確にしなければならない。区民からの不安を避けるためにも、財政指標をしっかり見ながら運営していく必要がある。

委 員 職員の給与等に関する報告及び勧告の概要について、公民比較の結果を見ると、月例給の格差である2.89%を補填し、民間との差をなくしていることが分かるが、特別給は、4.65月から0.2月分増加して4.85月にする一方で、民間の支給割合が4.87月となっており、0.02月分民間の支給割合に届かないが、何か理由はあるのか。

事 務 局 給与の改定については、公民比較の結果だけでなく、国や他自治体の状況も考慮して決定しており、特別給の支給月数についても他自治体等との均衡を踏まえた上で設定されている状況である。

委 員 他自治体や国とのバランスを考慮し、0.2月の引き上げに抑えたとのことは理解した。本日の審議事項に関する質問だが、特別職の特別給の支給割合を民間支給割合に合わせるといった意見をすることも可能なのか。

事務局 審議会における諮問事項として、区長をはじめとする特別職の報酬等について答申をいただく一方で、特別給に関しては諮問事項には含まれていない。例年、特別給についても参考意見として、その在り方や改定率に関するご意見もいただいているが、正式な諮問事項としては、報酬および給料月額に該当する部分のみが審議の対象であることをご了承いただきたい。

(6) 事務局案の説明 18:34

参考資料 特別職の報酬等の改定について（案）・・・総務課長説明

(7) 主な意見・質疑 18:38～

全 員 質疑なし

会 長 皆様から様々なご意見をいただき、全員一致の結論とすることが努力目標となっている。会長としては、勧告の内容、区の財政状況、他区の状況等を踏まえ、事務局案のとおりとすることを審議会の結論としたいと考えるが、いかがか。

全 員 異議なし

(8) 答申（案）について説明・・・総務課長 18:40

会 長 答申文については、今説明のあった案を基本として事務局に案をまとめてもらい、近日中に委員の皆様へ送付の上、ご確認いただきたい。その後、内容を確認の上、区長に答申文をお渡しする流れでいかがか。

全 員 異議なし

(9) 事務局からの事務連絡・・・総務課長 18:41

会 長 最後に、全体を通じて何か質問等はあるか。

委 員 副区長は2人に変更になったのか。

事務局 本年6月の定例議会において、副区長2人制の導入に関する条例提案がされたので、その経緯について簡単に説明させていただく。

現在、区の人口は約24万人に達し、加えて、区が行うべき事務も増加し、行政ニーズも多様化し、複数の部署が連携して取り組む事業も多くなっている。それらを統括的に管理し、より円滑な行政運営を行うため、1人の副区長だけでなく、2人制にする新しい体制を導入し、本年7月から開始している。当然ながら、これに伴う人件費も増加するため、この変更により、より強化された執行体制で、今後の行政課題やニーズに迅速に対応していく必要があると考えている。

会 長 区の財政状況について、令和2年が歳入と歳出が突出して高いのは新型コロナウ

イルスの影響か。

事務局 ご指摘のとおり、令和2年度は、新型コロナウイルスの影響に突入した年であり、特に、国による1人あたり10万円の特別定額給付金事業の影響が非常に大きかった。その他の国の事業も含め、コロナ関連事業が、この年度の事業規模拡大の要因といえる。

委員 区債の債権者はどこになるのか。

事務局 2つ資金調達先があり、例えば、令和6年度は公共施設の整備で区債を45億円ほど発行したが、まず年度当初に東京都と協議を行う。その協議により、財務省や東京都区市町村振興協会基金など、いわゆる公的な機関から25億円、残りの20億円を民間の銀行から借り入れるなど、借入先の振り分けを東京都が決定している。

委員 区民向けの区債があれば、区民は購入するのでは。

事務局 過去に森鷗外記念館建設の際に区民向けに区債を公募したことがある。

事務局 公募債は利子を何パーセントかつけて発行するので、利子分を区民に還元でき、その当時も割と注目された取り組みだった。

委員 今後行う予定はないのか。

事務局 区議会からも色々と質問を受けた取組でもあるため、検討を行っていく。多くの方から愛されている施設などから行えたらよいと考えている。

会長 以上で、審議会を終了する。熱心な審議に感謝したい。

—終了— 18:50